

無料

税理士による 確定申告会



～申告書の提出ができます～

今年も社会貢献活動として、下記の通り開催いたします。

税理士が対応いたしますので、ぜひこの機会をご利用ください。

記

◆日時 令和 7年 2月 4日(火)
5日(水)

◆受付開始時間 午前9:30

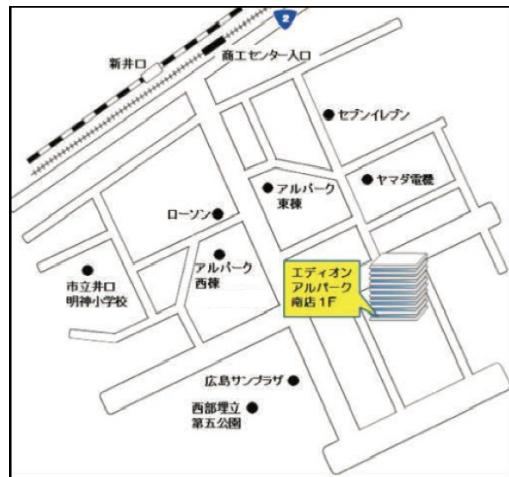
2/4は先着120名に達した時点で受付終了します。

厳寒期でお体にさわります。また近隣のご迷惑にもなりますので、早朝より並んでの順番待ちはお断りします。

また、二日目は例年比較的空いてます。

◆会場 エディオンアルパーク南店駐車場1F
卸街ふれあい広場

◆受付終了後、指定の時間に再来場をお願いします。(2/4 10:00~16:00
2/5 10:00~13:00)

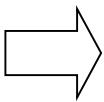


【対象となる方】

年金を受給されている方あるいはサラリーマンの方などで申告書を提出される方

400万円以上の収入のある方の申告は受け付けていません。有料で税理士に依頼するなどご検討ください。

※ これらの収入及び控除のある方の
申告・相談は
受け付けておりません。
ご了承ください。



株式の特定口座
配当収入(株式・出資)
株式・不動産の譲渡
不動産収入・事業収入・農業収入
住宅借入金等特別控除(初年度のみ)
お亡くなりになられた方の申告

感染症拡大防止策を実施しています。

体調不良の方の来場はご遠慮ください。

来場される方は、必ずマスクの着用をお願いします。

換気を実施するため防寒対策もお願いします。

主催 中国税理士会 広島西支部 ☎082(247)7439

くわしくは中国税理士会広島西支部HPをご覧ください。<https://h-nishi.chuzei.info/open/>

QRコードはこちら→



ご来場される前の準備確認シート

資料があるかどうか、右のチェック欄で確認しましょう！

【申告に必要な書類】

チェック欄

・令和5年分申告書控え（前年に申告をされている方）	
・公的年金等の源泉徴収票	
・給与所得の源泉徴収票	
・令和6年中に支払った社会保険料（国民健康保険・介護保険・国民年金）	
・生命保険料、地震保険料控除証明書	
・申告人名義の通帳（あるいは口座番号がわかるもの）	
・マイナンバー（個人番号）のわかる書類（本人のマイナンバー及び配偶者控除、扶養控除を適用される方のマイナンバーもご持参ください。）	

●医療費控除を受ける方は以下の資料も必要となります。

・医療費の領収書（令和6年中に支払った領収印があるもの） ※事前に集計をしたうえでご来場ください※ 医療保険者等の医療費通知書	
・通院のために公共交通機関を利用した場合の金額等を記載したメモ等	
・入院又は医療保険金を受け取った場合、その保険金額のわかるもの	
・高額療養費の還付を受けた場合、その還付金額のわかるもの	
・セルフメディケーション税制を利用する方（「一定の取組み」を行った方で、「セルフメディケーション税制対象商品」であることを表示した領収書 等）	

●住宅ローン控除を受ける方（2年目以降の方に限ります）は以下の資料も必要となります。

・給与所得者の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除申告書	
・住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書	

●災害を受けられた方（難損控除等の申告）は以下の資料も必要となります。

・り災証明書（コピー可）	
・災害による受取保険金のわかるもの	
・災害復旧のための修繕費用、除却費用の領収書	

【その他下記に該当する方】

・義援金、寄附金の領収書、証明書又は振込受取書	
・障害者手帳などお持ちの方は手帳	
・満期保険金のある方は保険会社発行の明細書 (受け取った保険金額と支払った保険料総額の記載があるもの)	

※その他、必要かどうかわからない資料は、念のためご持参ください。

印刷してご利用ください。